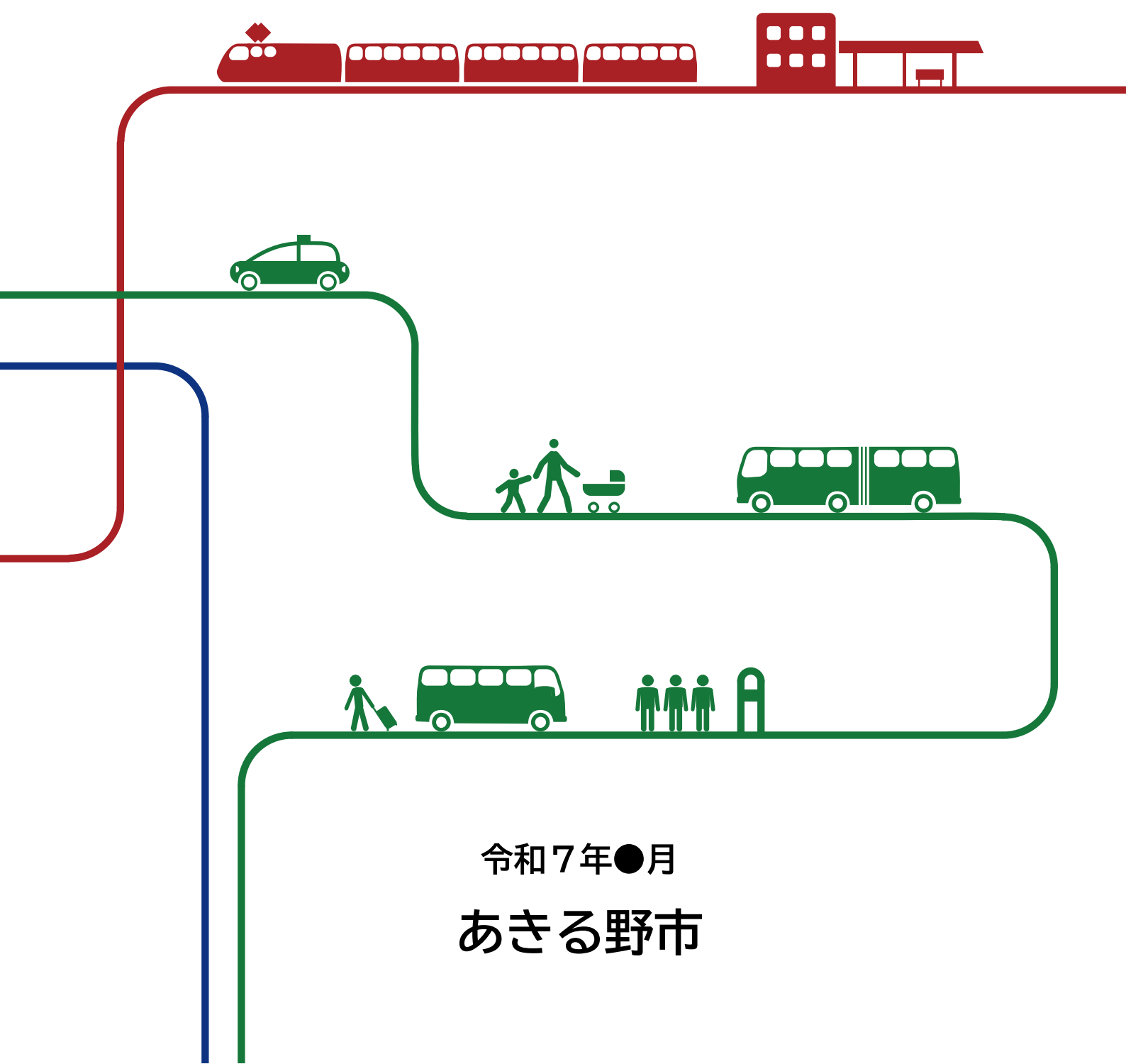


あきる野市地域公共交通計画 (案)



令和7年●月

あきる野市

目 次

第1章 計画の策定に当たって 1

第2章 市の公共交通の現状 5

- 第1節 社会状況の変化..... 6
- 第2節 上位計画等..... 13
- 第3節 人口や主要な施設の状況..... 15
- 第4節 公共交通の状況..... 22
- 第5節 公共交通に対する市民の意識とニーズ..... 49
- 第6節 公共交通に関わるこれまでの取組..... 52

第3章 課題 59

- 第1節 公共交通を取り巻く状況に関する課題..... 60
- 第2節 市の公共交通に関する課題..... 66
- 第3節 課題のまとめ..... 70

第4章 基本方針と目標 75

- 第1節 計画の基本方針..... 76
- 第2節 目指すべき地域公共交通ネットワークの将来像..... 78
- 第3節 計画の目標..... 79

第5章 施策 83

- 第1節 【目標1】市民生活とまちづくりを支える持続可能な公共交通体系の構築.... 89
- 第2節 【目標2】公共交通と市民等との接点強化..... 103
- 第3節 【目標3】公共交通を支える環境等の底上げ..... 114
- 第4節 施策の展開イメージ..... 121

第6章 計画の推進体制と評価方法 125

- 第1節 計画の推進体制..... 126
- 第2節 計画の達成状況の評価方法..... 127

資料編

【留意事項】

- この計画書の中での年号は、原則として和暦（西暦）にて表示をしています。ただし、国内と国外の動きを比較する場合や、国外の動きや将来の事柄を示す場合には西暦のみを、また、グラフ等では見やすさを考慮して、西暦又は和暦のみを表示している場合があります。
- 図等において、「出典」と記されているものは、既存の文献から資料を引用したものです。また、「資料」と記されているものは、資料として記された文献から、図等を作成したことを示すものです。
- 用語の後ろに「*」がついているものは、資料編において用語の解説を掲載しています。ただし、出典元の文献から引用している図などに記載されている用語は、「*」を追記していない場合があります。



第1章

計画の策定に当たって



第1章では、公共交通のマスタープランとしての役割を担う「あきる野市地域公共交通計画」の策定目的や位置付けなどについて説明します。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の背景と目的

本市の公共交通は、基幹的な輸送を担う鉄道と、その鉄道を補完する路線バス、コミュニティバス（るのバス）、タクシーがあり、通勤、通学、通院及び買い物などを主な目的とする市民生活の足として重要な役割を担っています。また、近年はデマンド型交通*「チョイソコあきる野」が本市の公共交通空白地域*に導入され、令和7年度から本格運行を実施しています。

一方で、自家用車の普及、人口減少・少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、公共交通の利用者が年々減少傾向にあるなど、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しています。

市では、市民の重要な移動手段である公共交通機関の維持・確保や交通弱者対策を展開していくため、平成27年度（2015年度）以降、市民意識調査やワークショップ、検討会の実施、公共交通空白地域*における実証実験などを行い、交通課題の解消に資する施策について調査・検討を進めてきました。

この間、令和2年（2020年）及び令和5年（2023年）の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「地域交通法」という。）の改正に伴い、「地域自らがデザインする地域の交通」「地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実」「地域の関係者の連携と協働の促進」など、地域の多様な輸送資源を組み合わせた公共交通のあり方を、計画に位置付けることが可能になりました。

こうした背景から、地域の関係者である市民、事業者及び行政の連携・協働による、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目的に、市の公共交通のマスタープランとなる「あきる野市地域公共交通計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

本計画は、地域交通法に基づく法定計画として策定するとともに、「第2次あきる野市総合計画」（以下「総合計画」という。）に即し、「あきる野市都市計画マスタープラン」等の関連計画と整合・連携を図る、本市の公共交通の基本計画です。

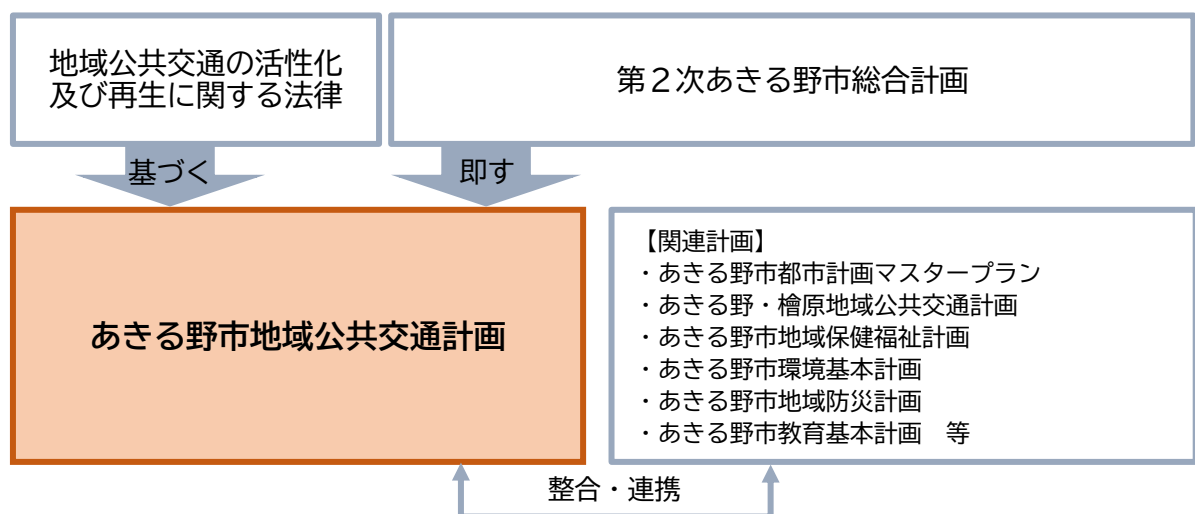


図 1-1 計画の位置付け

3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、あきる野市全域とします。

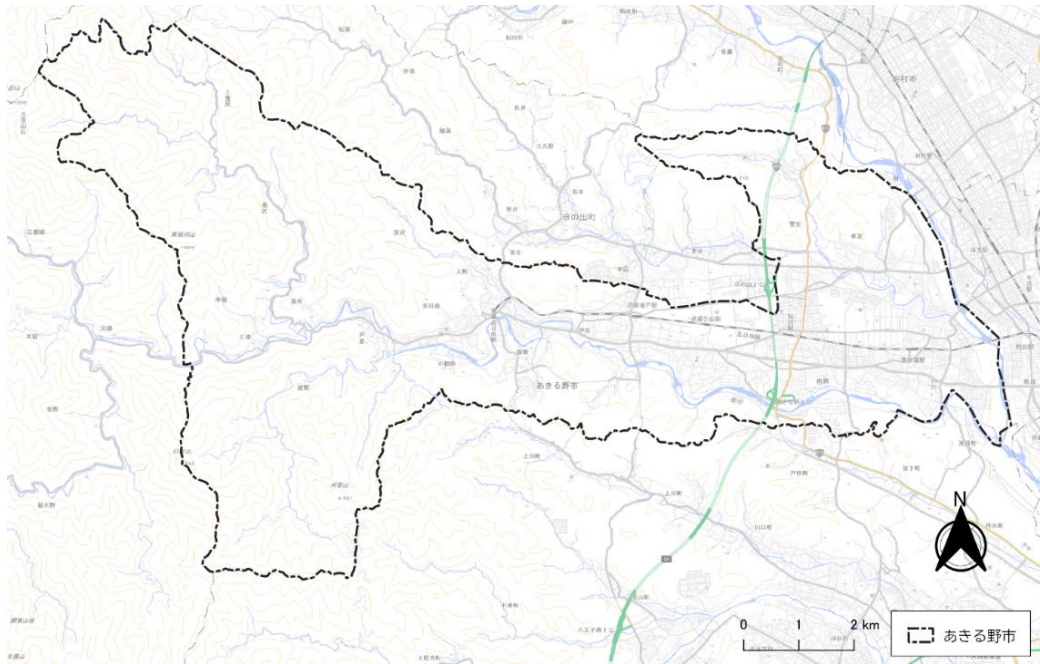


図 1-2 計画の対象区域

4. 計画の期間

計画期間は、令和 12 年度（2030 年度）までの、おおむね 5 年間とします。

また、この計画期間においても、公共交通に関する国や都の動向、社会情勢の変化や技術開発、市の上位計画等の改定にあわせて、適宜見直しを行います。

5. 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

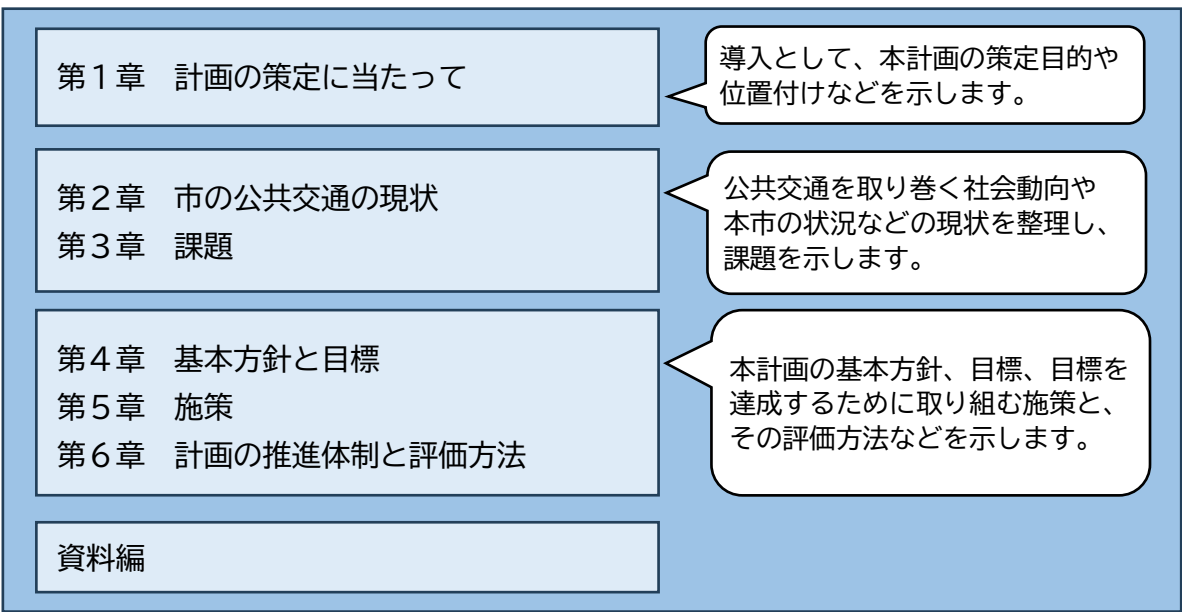


図 1-3 計画の構成

